

はじめに

ホームレス救護施設就労支援入所事業の平成16年度前半期分「事例報告集」を遅くなりましたがお届けします。就労支援そのものについては全くの手さぐり状態です。今後ともひとりひとりへの就労支援実践を積み重ねていくなかで点検、反省をおこないながら次への教訓をこの事業に直接、間接にせよかかわる職員全体で学び支援内容の向上につなげていきたいと切に願っております。このことを通じて、この支援事業が入所されるかたがたの3ヶ月の期間が人生や生活の再構築にとっていくばくかの役にたてればと願っています。

この事業は平成16年度から札幌市の委託をいただき開始されました。この半期で9名の利用がありました。専任相談員・生活相談員を中心にしながら、事務職員、看護師、栄養士、生活支援員(寮母職)、管理宿直員と施設のすべての職種、職員がなんらかの形でこの支援にかかわります。この間の9名の3ヶ月にわたる就労自立に向けた歩みをそれぞれの立場からまとめてみました。今後、半期ごとに発行していく予定です。ご一読いただき、ご批判・ご助言などいただければ幸いです。

平成17年1月
施設長 青山勝義

目次

はじめに	1
事例A	4
事例B	6
事例C	9
事例D	10
事例E	12
事例F	14
事例G	15
事例H	16
事例I	18
《宿直担当の立場から》	20
《就労支援者の現金管理について》	21
《就労支援入所者の健康について》	22
《給食に関して》	24
《ハローワーク札幌北公共職業安定所の就労支援について》	25
《半年間を振り返って》	27
※資料1	30
※資料2	31
札幌市ホームレス救護施設就労支援入所実施要綱（抜粋）	32
業務仕様書	35
救護施設 札幌明啓院 平成16年度 事業計画 抜粋	37

実践報告

事例A

男性 47歳

生活暦

道内中学卒業後、地元の写真屋に就職し、約1年間働く。その後、父親の勧めで、道内の陸上自衛隊に入隊する。本人の話では、この頃から銃声により聴力が落ちてきたとのこと。陸上自衛隊は4年間で除隊し、その後道内の建築会社へ就職し、単身でアパートにて生活をする。1年ほど同会社に勤めるが、身内の経営する建築土木会社での仕事に誘われ、本州にて稼働する。この頃は、その身内と同居していた様子。3年ほどでその会社を辞めた後も、本州で、稼働・生活を続け、昭和60年頃北海道へ戻り、札幌の建築会社に勤める。その後、道内のいくつかの建築会社で働くが平成4年頃、再び本州へ渡り建築現場にて稼働、寮生活を送る。平成9年に再び札幌へ戻り、本州へ渡る前まで稼働していた会社で再度働く。その後も、いくつかの建築会社で働いたり、日雇いの仕事をしたりする。平成14年には、会社の寮で生活しながら働いており、当時勤めていた会社の社長の勧めにより、難聴による身体障害者手帳の交付を受ける。(2種6級、補聴器を使用)平成15年4月、雇用期間満了・会社も仕事がなかったため退社、路上生活となる。この間も日雇いの仕事をしたり、求職活動も行ったりしてきたが、仕事に就くことができず平成16年4月、当施設へ就労支援入所となる。

入所から退所まで

当施設での就労支援入所第1号となったのは、このK氏であった。K氏が入所される前に、札幌市やハローワークとの事前の打ち合わせにも加わり、要綱にも一応は目を通しておいたが、一人目の受け入れと言うこともあり、私自身も緊張していたことが思い出される。

そのような気持ちの中、K氏が就労支援入所の対象者として区役所に来所すると連絡が入り、面接のため赴いたのだが、実はこのとき、

K氏は来所しなかった。うまくいかないことは当然あるだろうと覚悟はしていたものの、初っ端からのこの出来事は、さすがに複雑な思いをした。結局、その翌日K氏は区役所に来所し面接を行ったのだが、事情を聞くと、単なる日にちの勘違いだったようだ。

さて、実際にK氏と面接をして感じたことは「就労に対する意欲が高い」ということと「真面目である」ということであった。このことは、入所後K氏との関わりを持った中でも、事実そうであったと感じている。入所されてからは、ハローワーク相談窓口の担当であるS氏にもご協力いただき、K氏の就労支援に関わっていただいた。はじめての経験の中で、専門家から助言や、相談を行ってもらえることは、私自身大変心強かった。K氏はこの後しばらく、ハローワークに通って、求人票の検索を行っていた。しかし、当初の就労に対する意欲とは裏腹に、求職活動が思うようにすすんでいないように感じ、改めて本人とよく話しをしてみた。すると、すでに説明は受けていたものの、ハローワークでの求職活動について、十分に理解できていないようであった。改めてハローワークでの求人活動の方法や流れを説明したところ、それから数日で一つ目の面接を決めてきた。この段階で、すでに半月ほどが経過していた。この頃、2人目の就労支援の入所があり、年齢差は大きかったがよく話しをしていたり、ハローワークへ一緒に行ったりしている姿が見うけられた。K氏にとっては、気持ちの上でも良い方向へはたらいっているようであった。

話しは戻って、一つ目の面接についてであるが、結果について本人より聞いたところ「一応採用」とのこと。一応の意味は、採用は2ヶ月後を予定しており、仕事を始めてもらうまでに、まだ期間があるということらしい。この会社で働くことにするのか、本人の意向を聞いたところ、就業開始までにまだ期間もあるので、今の段階では断らないが、求職活動も引き続き行いたいとの事であった。何にせよ、「一応」ではあるが初回の面接から採用という結果を出すことができ、本人もますますやる気がでてきたよ

うである。この会社については、このときから約2週間後、就職するのはやめようと思うと本人から話しがあった。理由について明確な回答はなかったが、なにか引っかかるものがある様子であった。しかし、この後からK氏にとって苦難とも言える日が続くことになる。

入所期間中、ハローワークの紹介を受けた面接で15件、その他自己開拓で受けた面接も含めて、不採用となったり、採用となっても給与が低い、通勤で条件が合わない等で採用を辞退しなければならなかったりという結果が続いた。本人も入所後半では、思うような結果をだせず、不採用の手紙や電話を受けるたびに、かなり落ち込んでいる様子が見られた。励ましたり、元気づけたりしながら、本人も色々悩みながら、何とかこの日々を乗り切ったという感じがする。

施設としても、このような状況を見て検討を行った。施設に入所しながら就労支援を受けていることで、K氏の採用にマイナスに作用していることがないかということについてである。居宅で生活しながら行う求職活動との違いを具体的にあげて検討した。その中で現住所が施設になっていることについて、一定の検討が必要であることがあげられた。現に、K氏は面接時に札幌明啓院とはどういうところなのかということは何度か聞かれており、なかなか上手く説明できないと言っていたこともあった。色々な意見が出されたが、最終的には当施設や就労支援事業の概要などを記したものを手紙という形で準備しておき、本人が望むのであれば、面接時に持参できるようにしておくという方法をとることにした。もし本人が上手く説明できる自信がなかったり、説明できなかつたりしても、施設入所ということに対して採用を決める側の誤解や憶測は防げるだろうという考えからであった。K氏も一度持参して面接を受けている。先にもあったように、思うような結果に至ったものはなかったので、この部分は採用の判断に影響を与えていなかったのかもしれない。しかし、これはこれで必要な検討だったと感じている。

就労支援とは直接的な関わりはないものの、今後生活していく上で、必要なことと思われる

ものに関して支援を行ってきた。例えば、K氏は身障手帳を所持しており、補聴器を使用しているのだが耳鼻科には、しばらく受診していないとのことで、検査や補聴器の調整などを行った。また、今まで補聴器用の電池を申請して受け取ったことがなく、方法もよくわからないとのことで、次回からは自分でできるよう、手続きを共に行った。歯についても、状態があまり良くなく、歯科受診を勧め、義歯をつくってもらった。

K氏の就労支援入所は3カ月半という期間の中で就職を決めることが出来ず、施設を退所しなければならなかった。退所後は、アパートを借り、引き続き生活保護を受給しながら求職していくこととなった。K氏の住むアパートも決まり、引越しの準備のため買い物へ行った帰りの車の中でのことであった。私は、「Kさん、3ヶ月といってもあつという間に過ぎてしまいましたね。」と言うとK氏は「いや、長くて辛かったです。」と答えた。思うように仕事が見つからない方の心境を考えれば、確かにそうに違いなかった。就労支援で入所してくる方達にとっては、決してあつという間に過ぎていく日々ではないことを反省した。

退所してから半月ほどたった日、本人から私の携帯電話に電話が入った。仕事が決まったとの報告であった。仕事の内容は警備関係のようである。入所してから4ヶ月間かかったが、K氏の努力がようやく実を結んだようであった。

<生活相談員 深谷正史>

事例B

男性・22歳

入所前

小学校入学の頃に、父方の祖父母宅に預けられる。主によると、父親の仕事が長続きせず、住居もしばしば変わっていたため、同じ学校に通学させるために預けたのではということだった。祖父母との仲は決して良いとは言えなかったようである。

高校を卒業し、大型スーパーにて販売員として勤務するも、人間関係のトラブルにより辞める。その後はアルバイトを断続的に行っていた。

16年2月に、叔父が再婚し、祖父母宅に居住することになったために、その叔父に出て行けと言われ、友人・知人宅を転々とすることとなる。叔父からは暴力も受け、祖父母宅にはいられなくなったようだ。

その後、3月中旬より、札幌駅周辺でホームレス状態となる。

4月28日、入所となる。

入所後

主は、経験がある販売員の仕事を希望し、ハローワークにも販売員の求人はたくさんあったので、販売員に的を絞って求職活動を開始する。5月初旬に無断外泊をし、2日後の夜に帰院している。主はあまり話したがらないが、友人宅に行っていたのではと思われる。施設長や、次長から注意を受けたが、本当に反省しているのかどうかは不明に感じられた。

5月12日に入所後初の面接を眼鏡屋で受けるが、不採用となる。5月24日に2度目の面接を別の眼鏡屋で受けるが、こちらも不採用となる。この間、何件か履歴書を郵送しているが、すべて不採用だった。

主は販売員の仕事にこだわっていて、他の職種は考えても、自分にあっているものが何かわからないということだった。

6月初旬また、外泊があった。前回の無断外泊のときに注意をしたので、一応の連絡はしてきた。後に話を聞くと、祖父母宅へ行き、主の通帳や私物を取りに行ったとのことだった。結果は、叔父に暴力を振るわれそうになり、何も持って来ることができず帰ってきたということだ。通帳というのは、以前、主が稼動していたときに給与を振り込んでいたもののことだ。祖父母宅にその通帳や印鑑があり、その若干の残高が収入認定されたことにより、東区保護課に認定された分を返還しなければならなくなったため、取りに行こうとしたのだという。それがなければ、借金をすることになると言っていて、主はなんとしても、その通帳を持って来たかったようだ。

東区保護課の働きかけで、母親の居所が判明した。問い合わせたところ、主がそういう状況であることを知り、面会したいということだったので、6月11日に母親と面会することとなる。互いの近況を話し、連絡できるように、電話番号などを交換した。母親は、自分のところで、主を引き取っても良いという話だったが、主がそれを拒否し、明啓院で求職活動を続けたいとのことだった。

また、この日靴屋の面接を受けるが、後日不採用の通知が来る。15日に眼鏡屋の面接を受けるが不採用となる。この時期は、模擬面接で練習なども行い、面接に備えていた。

7月初旬、友人宅へ外泊。2日後の夜に帰院。外泊の間に母親から状況を確認する電話があった。

7月18、19日と続けて面接を受けるがともに不採用となる。23日に区役所にて期間内に稼動開始できなかった弁明を行い、明啓院での1ヶ月間の保護継続が決まっ

た。今まで面接を受けてきたのは、ハローワークにある正社員の求人のみだったで、これからは正社員にこだわらずアルバイトなども受ける方向で就職活動を継続していくことを確認する。29日にアルバイトの面接を受け採用となるが、希望の売り場と異なったため辞退する。

8月3日にアルバイト情報誌で見つけたパチンコ店の求人に応募、面接を受け、採用となる。パチンコ店は以前にアルバイトをしたことがあり、そこが認められたようだ。9日から稼働開始となり、稼働しながら、アパートへの転居の準備を進めていくこととなる。仕事が交代制で、平日が休みなることもあったので、主の仕事が休みの平日を中心に転居の準備を進めていく。必要な扶助費を受給し、転居に向けて準備していくなかで、携帯電話を持たせようとしたが、身分証明がなく、持つことができなかった。父親がアパートの保証人になってくれるということで、主が何回か、父親宅まで行き来し、準備は19日までアパートの契約が済んだ。

稼働中は帰院時間が定まらず、忙しく、遅いときは23:00を過ぎる事もあった。朝も早く、疲れている印象はあったが、充実しているようにも見えた。

8月20日に退所となる。利用者に挨拶をして退所をした後、少し感動して泣きそうになった、と言っており、そのように感情を素直に表現することも珍しいことだった。

退所後

8月30日、勤務先から明啓院に、主が2、3日無断欠勤しているとの連絡が入る。本人宅へ様子を見に行くが留守だったため、手紙を残していく。後日、改めて訪問し、偶然、友人の自動車に同乗している主を見つける。その日は都合が悪いということで、都合の良いときに、明啓院に来るよう伝える。その後一度、明啓院に来院し、お金がないと言うことで、明啓院の畑で取れた作物を少し分けて持たせる。父のところで、洗濯をさせてもらっているようだ。仕事は、ずっと欠勤していて、辞めるが、会社に

はまだ言っていないということだった。理由としては、経験があることによって期待されすぎて、その期待に耐えられなかったとっている。会社に連絡しなければ働いた分の給与ももらえないので、会社に必ず連絡することを約束し、その日は帰宅する。

主は、第一の希望であった販売の仕事でなかったために我慢ができなかったのであろうか。もしくは、経験のある仕事ということで甘く考えていた部分もあるのかもしれない。また、家賃も未納にしているようで、お金は多分、ゲームや友人との交際費に浪費しているのだろう。もしかしたら、今回の事例に限らず、一度、ホームレス状態を経験した人は、再び路上に出ても、どうにかなるという考えがあるのかも知れない。また、今回の事例の場合、主は年齢的に若く、最悪の場合は明啓院が何とかしてくれるのではという甘えともとれる打算的なものがあったのかもしれない。

9月30日に、再度、来院する。アパートの家賃が未納で、追い出されたとのこと。主と面談し、母親のところに行くしかないと決心したため、母親と連絡を取る。翌日、母親が来院し、主を引き取って行った。

普段の生活や、職員と会話をするときなどの主を見ていると、販売・接客には向かないのではという印象を受けたが、明啓院で作った農作物の販売を手伝っているところを見ると、それまでの生活で見られたものとは違う一面を見ることができた。そこで、主が販売員にこだわりと自信を持っていることに納得できたということがあった。今回の事例に限らず、ただ、ハローワークに通わせるだけでなく、せつかく明啓院に入所しているということで、入所者の能力を見るため、また、生活力を養うという面でも明啓院のさまざまな活動に参加させることも必要なのではないか。

今まで、就労が決まるとそれと同時に転居に向けての準備を始めてきた。しかし、稼働を開始してもしばらくは明啓院から通勤してもらい、その仕事が続けられると判断した時点で転居の

準備を始めるようにした方が良いと考える。

職種に対してとても強いこだわりが窺えた。しかし、そのこだわった仕事に就くことができないまま、退所となった。もし、希望の職種に就けていたら、主は仕事を継続することはできたのだろうか。答えはわからないが、それでも難しかったのではないかと思う。主の場合、単に仕事がないというだけでなく、それ以前の家庭環境から始まる、もっと大きな問題を抱えていたように思える。今回の事例は、入所前は全く関係の途絶えていた母と一緒に暮らすこととなったので、家族の関係が以前より改善されたのではないか。今回の事例では直接就労には結びつかなかったが、これも就労支援入所のひとつの成果と言えるのかも知れない。

<就労支援相談員 鈴木孝太郎>

事例 C

男性 35歳

入所前

札幌市で4人兄弟の次男として生まれる。1歳のとき両親が離婚し、母と登別へ転居。登別温泉小学校に入学し、3年次に穂別東小学校へ転校し卒業する。穂別中学校2年次に母の再婚を機に町内の別の中学校に転校。半年後母が亡くなる。(これ以降頼る身内はいなくなる。)中学卒業後、札幌の樹脂関係で5~6年稼働、その後留萌のダム建設で2年間稼働、33歳まで道内外の建設関係で働く。平成16年3月末まで土木関係の仕事をするも、その後の採用なくホームレス状態となる。婚姻歴は20歳で結婚し26歳で離婚。30歳で再婚し2子をもうけるが、平成14年に離婚。現在連絡はしていないとのこと。

平成16年5月31日ボランティアの付き添いのもと東区役所にて面接をする。主に7条大橋付近で生活していたと言うことで、何とかして仕事を見つけ、現在の生活状況から抜け出したいと強く希望していた。

所得している資格も自動車普通免許、大型特殊、玉掛、車両系建設機械免許があった。また、健康面では腰痛(ヘルニア)を患っていることと、視力に不安があり、受診することを希望していた。

保護申請、面談が終わり同日明啓院に入所することとなり、施設職員と施設へ向かう前に生活の場であった7条大橋へ荷物を取りに向かう。そこでバック以外の物(テント等)は他の人へ譲っていた。

荷物をまとめ、施設へ向かう車内で「やっこの生活から抜け出せる、ここにいると散歩している犬のほうがいらいように思えるんです。」

と、話していたのが印象的だった。

入所後

5月31日~6月6日の一週間は体を休める

のと、これからの準備などのために過ごしていた。施設には早い段階で慣れてきた様で利用者とも上手く接してくれている。

6月7日より、ハローワークにて求人登録をする。建築土木関係を中心に求職活動をするということである。以降、毎日ハローワークへ通い求人票を持ってきていた。

また、空いている時間で整形外科を受診し腰痛のほうもヘルニアではあるが、仕事に差し支えるような状態ではないことと、腰痛ベルトをもらい安心していただけであった。

6月15日午前面接を受ける。住宅の内装関係の下請け会社であった。経験がない為か、採用については見送りたいと考えているようであった。6月18日ハローワークにて担当職員より、鳶の仕事が最優先に考えているが、冬になると仕事がなくなることも考えられるので土木の両方をやっている会社がよいのではと、助言を受ける。

6月22日、知人の紹介により建設会社の面接を受け、その場で採用となる。翌日電話にて就労条件を確認し、工具等がそろい次第稼働開始となる。

6月25~26日メガネを作成する。

6月28日就職仕度費の支給を受けて、就職に必要な最低限の仕事着や、道具を購入する。

6月29日夕刻に会社から連絡がきて翌30日から稼働開始となる。

6月30日6時20分に朝食をとり出勤。18時ごろ帰院。仕事については朝早い出勤時間ではあるが、雰囲気も良いようで長く続けられそうだと話があり、これよりアパート探しも平行して行うこととなる。

7月11日アパートが見つかり、契約する。ワンルームマンションで広さも十分で立地条件も良いところであった。

7月16日退所。担当職員と家具什器を揃え、入居する。

<生活相談員 金子諭>

事例D

男性・35歳

入所前

職業訓練校を卒業後、2年間親の仕事を手伝う。19歳で自衛隊に入隊するが、2年で除隊となる。その後土木会社で10年働き、退職後は東北や、名古屋の自動車部品工場で稼働するが、H16.3末に来札し、ホームレス状態となる。

4年くらい親と連絡を取っていないが、主は、父親に勘当されたので、連絡は絶対取りたくないといっていた。

ボランティアの方と東区保護課に訪れ、面接を行う。

H16.5.31入所となる。

入所後

主は、引越屋か調理関係の仕事がしたいといっていたが、職種にはこだわっていない様子である。ただ、自動車の部品工場が経験上とても大変だったらしく、それは絶対にやりたくないということだった。体力に自信があったため、引越屋を希望し、自衛隊に所属していたときに、給食班に配属されたことがあり、そこで調理に興味を持ったとのことである。

生活状況は真面目で、他の利用者とも良く馴染み、当番にも参加した。会話するのが好きなので、就労支援で入所した利用者だけでなく、一般入所の利用者とも良く会話していた。

ハローワークに通い、求職活動を行っていたところ、偶然、明啓院の給食を作っている、給食会社の求人票を持って来たことがあった。もし、面接を受ける前に、実習をさせていただくことができれば、本人が実際にこの仕事をするができるかという判断材料にもなるし、真面目に実習を行えば、面接の結果にも有利に働くかもしれない。そして、主に意思確認したところ、実習したいということなので、先方をお願いし、実習を受けさせていただくことになっ

た。

実習に入るまでにいろいろな準備や、主が自転車に乗っていて事故に遭ったということもあり、主に意思確認してから実際に実習に入るまでに1ヶ月という時間がかかった。そして7月11日から1週間の実習となる。実習がとても楽しそうで、問題もなく、早く働きたいということ saying していた。実習をこなすことによって自信がついてきているようだった。

実習が終わり、7月28日に面接を受ける。結果は採用となった。契約に際して住民票と保証人が必要ということであった。主は道外に住民票があったため、それを明啓院に移した。また、主は母がすでに死去し、父に勘当されたため、保証人を頼める人がいないといっていた。そのため、書類に印鑑を勝手に押して自分で父親の名前を書いて出そうと考えていたようだ。しかし、相談員が、せつかくの機会だから、父親に連絡してみたら関係が戻るかもしれないと助言したところ、1日悩んで、電話してみるといっていた。しかし、実際は連絡しなかったようである。主は明啓院内では、人間関係はとても良好であるが、今までの経歴も人間関係につまずき、失敗している部分が見受けられた。何かあったときの我慢に欠けるものがあるらしい。仕事をするのに電話を持っていたほうが良いということで、携帯電話を取得する。普通免許を持っていたので問題なく取得できた。

8月9日から稼働開始となる。稼働開始となった時点で、アパートに転居する準備を始める。給食会社で勤務が交代制のため、平日にも休みがあるということで、主の仕事がない日を中心に準備を進めていく。

8月17日に、保護課の手続きを終え、家賃や敷金、家具什器費など、計10万円程を受給した。それは本人へ支給されたお金だったために、主が所持していた。そして、アパート契約に必要な住民票の交付を待っているとき、主が「トイレに行ってきます。」と言い席を立った。10分待っても戻って来ず、住民票の交付を相談員が代理で受け、さらに20分経ってもトイレから戻ってくることはなかった。お金を持っ

て逃げたのである。その後明啓院の職員が何名かで周辺を捜索したが、主は見つからなかった。すでに携帯電話を取得していたので電話してみるのが何回かけてもコールが鳴ってから、意図的に電源を切られているようだった。

8月18日に東区保護課にその旨を伝えた。

そして、8月18日保護廃止となる。

退所後

翌日、主が明啓院に持ち込み使用していた自転車が無くなっていった。夜中に取りに来たようである。何回か相談員から連絡してみるも、連絡がつかなかった。

何日か経ったある日、主から電話が来る。明啓院に置いてある荷物を取りに来たいとのことだった。そのときは橋の下から電話をかけているといていた。しかし、結局、主は現れなかった。

また、後日、会社の方から、主が働いた分の給与をどうすればよいかとの連絡先があったので、主の口座に振り込んでもらうようにした。その後も電話するがつながることはなかった。

稼働開始してからは、宿直職員に不満を漏らしていたようだが、だからといって、仕事を辞めたいということにはなかった。保証人など契約の手続きが大変で嫌気がさしたのかもしれない。また、今回の事例は明啓院が手を出しすぎたということがあったかもしれない。こちらでレールを敷いてしまい、それが自分のしたいことと違ってと言えなかったということもあるのかもしれない。明啓院にいたことがストレスになっていたのかもしれない。

逆に、家賃や敷金などのお金は、高額になるため、今後は本人には持たせず、明啓院で預かるかたちでやっていかなければならない。お金を持っていなくなったときの、主の気持ちを押し量ることはできないが、もっと、稼働開始してからの会話が必要だったのかもしれない。もう少し長い期間、明啓院から通勤させ、仕事が続くか

どうか確認し、仕事に限らず、生活に関しても不安がないかなど、じっくり聴いてから、転居の準備を行うべきだったのかもしれない。

<就労支援相談員 鈴木孝太郎>

事例 E

M・Aさん 47歳

現在措置外入所で継続

彼の就労支援入所限度期間を数日残した最後のチャンスとして道東の水産加工場に出発してから3日後、とある町役場の福祉課から施設に連絡が入った。「働きにきたがとても勤まらない。札幌の施設に帰りたいが何とかして欲しい。」と本人が来ているとのこと。

赴任するさい保護費の清算で本人支給となった一万円ほどの現金も3日間ですでになく札幌に帰る交通費ももっていないという。町役場の課長さんのご好意で深夜長距離バスのバス停まで車で送ってくれると同時に、バス代金を立て替えてくれることとなった。

早朝6時、終点の札幌に迎えに行く。それほど疲れた様子も悪びれたこともなく一言。「俺、魚触るのいやだ。」こうして就労は成り立たなかった。

3ヶ月のなかで今回がはじめてではない。

8月の下旬にリサイクル工場への採用が決まり出勤開始となった。しかし2日目の夜以降施設にもどらない。会社に行ったが出勤したのは1日目だけ。2日目から出勤していないという。

1日目、2日目とも地理不案内のため通勤の路線バスを車で追いかけて、間違いなく通勤することを見守っていた。その日は先行してバス停で待っていたところ本人は降りず。そのためバスを追いかけたところ3つ先のバス停で下車。様子を見ていると完全にまちがったのか時間を気にしながら会社と逆方向へ走って行く。呼び止め、会社の近くで送って行った日であった。

おりしも台風23号の大荒れの天気のため通勤経路を探したりするが行方はわからない。行方がわからなくなってから4日目、本人から突然の電話。「市内の円山にいるが施設にどう戻ってよいのかわからない。」職員が迎えに行き無事帰院。

「1日目の仕事で臭いがひどくいやになった。」

との本人の弁。2日目は会社の近くまでいったものの「仕事に行く気がせず、そのまま円山公園に行き野宿していた。」とのこと。

彼はこのように数多くの求職活動のなかでやっと採用にこぎつけた2つの職場をそれぞれ1日だけで離れてしまった。

彼は51歳。北関東の農家の次男として出生。中学を卒業してからは縫製工場や自動販売機の製作工場などで働いた。結婚もしている。しかし10年ほど努めた縫製工場の倒産による失職以後、厳しい生活を余儀なくされたという。奥さんとは離婚をした。食う金もなく本人の話では「神社の賽銭どろ、コンビニでの万引き」などを繰り返しなんども刑務所を出入りしたという。当施設に入所した経過も数ヶ月前に出所し路上生活を続けていたことによる。

彼は入所以来、彼なりに求職活動を熱心に行った。連日30度を超える猛暑のなかを自転車です30分ほどかけてハローワークに毎日のように通った。

私たちは彼に温泉旅館などでの住み込みの雑務的な仕事をすすめた。アパートを確保しての自活はそれまでの生活の様子からかなり難しいのではとの考えによるものであった。

彼がこの3ヶ月で応募（履歴書提出）した件数は約20件ちかく。私たちがすすめた温泉旅館、清掃関係などである。専任相談員を中心に履歴書の書き方、面接の練習などを繰り返し行った。しかしことごとく書類選考で落とされ面接にこぎつけることができたのは先の2社を含めわずか4社であった。年齢、車の免許無し、特別な資格なしも大きく影響したのだろう。あらためて雇用状況の厳しさを痛感した。

彼は落とされても落とされてもそう気落ちする様子を見せることはなかった。決してなんらかの見通しをもっているわけではないのだが。なんとかなるだろうという根拠のない楽観なのだろうか。

入所してからの日常生活の面でもそれは窺えた。入所すると施設からは日常の小遣いとして1週間単位に3,400円ほどの現金が渡される。生活のなかでは小額であるがタバコの購入

などで貴重なお金である。しかし彼はこのお金が入るとすぐに無計画につかってしまう。ある時はお金が入ると大通公園に向かいかつての路上生活仲間とささやかな飲み食いに全部使ってしまった。そのため現金をあずかり必要の都度渡すことにした。ある時は求職関係書類を整理するファイルを買うと買って来た物は玩具的なアクセサリーであった。そういったことに職員が注意をするとにこっと照れ笑いで終わってしまう。

冒頭に記した、やっとの思いでたどりついた二つの職場をわずか1日ではなれてしまったことと共通するものがあると感じるのは私だけではないと思う。

それは一定期間、社会生活と隔絶された生活を送っていたことにも要因があるのかもしれない。

その彼も入所期限の最後のチャレンジとチャンスとなった道東の水産加工場からの撤退で3ヶ月の満了となり福祉事務所からは保護廃止（施設の退所）となった。

しかし現状の彼を明日からの生活の目途もなく退所させることもできず措置外にて引続き施設生活を続けている。福祉事務所から指示のあった、以前加入していた生命保険の解約により解約金が本人に入れば保護費の返還を行い、残額をもって関東方面に戻るためである。求職活動ができないわけではない。措置外であれ、この施設での生活継続の間に就労が実現するにこしたことはない。

しかしここに来て本人も私達も正直なところ求職に対するモチベーションが大きく低下してしまっているのが実情である。

一時的に金銭を所持して関東に戻ったとしてもその後、彼が路上生活からの脱却と自立をはかれる見通しは率直なところもてない。しかしそうすすめるをえない状況にジレンマを覚える。

彼にはいまいちど一定の福祉的援助のなかで生活の立て直しに時間が必要だと思えてならない。

<施設長 青山勝義>

事例F

男性・45歳

入所前

昭和34年に長男として出生。昭和49年3月中学校を卒業。

その後来札、塗装工として6年間勤める。その後、飲食店にて厨房と清掃の仕事をする。

平成12年11月内地にて自動車工場にて溶接の仕事をする。平成15年12月視力の低下を理由に解雇となり翌年1月に帰札する。

帰札後、アルバイト情報誌など仕事を探すも見つからず、路上生活となり札幌駅→大通り公園→7条大橋と移り住む。

8月18日に東区役所にて面接、翌19日入所となる。

入所後

仕事は軽作業・清掃を希望し求職活動を開始する。

9/10入所後初めての面接を受け翌11日に採用の連絡となり翌週14日に岐阜の出発予定となる。

仕事の内容は、自動車の組み立て作業の工場勤務との報告であった。

気がかりなのは、解雇理由が視力低下（溶接）であったが眼鏡作成には頑として拒否し、今後の仕事に影響がないのかどうかである。但し特に日常生活には支障があるようには見受けられなかった。

採用から出発日まで土日をはさみ3日間しかなく慌しく諸準備を進め、一般就職支度費の受領/新規口座開設/買い物など1日で行うことになる。

出発については、千歳空港の8:20の集合指示にて送ることになる。

求職活動から正式採用まで短期間で退所されたケースである。

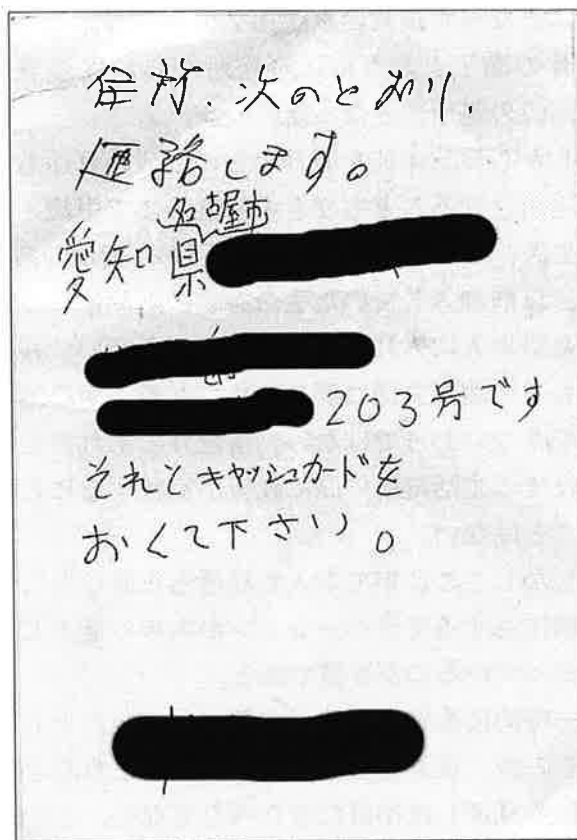
退所後

愛知にて居宅が決まり、稼働開始した段階で、主より葉書が来る。内容は住所の報告とキャッシュカードを郵送してほしいというものだった。その後、主より同じ内容の電話がきたので、札幌で作った銀行より、愛知にたくさんある銀行で口座を作り直した方が良いと助言すると、了解する。

電話では仕事は、会社の方で自分にあった仕事を選んでくれたということで、忙しいが充実していて、長続きしそうであると言っていた。

<生活課長 相庭晃>

本人が稼働開始後に送ってきた葉書



事例G

男性・33歳

入所前

中学校を卒業し、しばらく実家で過ごし、19歳で自衛隊に入隊。その後、製紙工場や、トラック運転手の仕事をし、親戚の家の農業や、自動車部品工場の仕事を転々として、最後は友人宅に居候していたが、家賃を払えず、H16.8に路上生活となる。主の言葉から実際の業務内容を推し量ることはできないが、以前の仕事を辞めた理由のなかに、仕事がきつかったなどの言葉があり、就労支援を行うにあたり、若干の不安を覚えた。

ただ、主は、親戚の家で農家を手伝ったり、友人宅に居候したり、また、姉とも連絡を取り合っていて人間関係が良好のようであった。ホームレス状態は大通公園3丁目付近で、3週間という短い期間だった。普通、大型、大特の免許を持っていて、早期の就労が期待できた。

8月24日入所となる。

入所後

主は大型や大特の免許を持っていて、それを活かしたいということで、トラックの運転手を希望していた。また、自炊などに不安を持っていたため、寮のある職場を希望する。寮のある運送の仕事はハローワークにはあまりないが、最初はそれで、求職活動を始め、求職活動進めていくなかで、うまく見つからなければ、範囲を広げていくこととする。ハローワークへの登録を入所前に済ませているなど、とても就労意欲が感じられた。また、入所早々から、求職活動を開始し、早期の就労が望めた。

面接を受けるためのスーツを明啓院で貸し出すという話をしたところ、姉の所に自分のものがあるということで、8月29日に取りに行った。姉との関係は良好のようである。

施設内では掃除の当番なども積極的に行き、一般入所の利用者との関係も問題はなかった。当番をやっているときに、他の利用者に「もっ

と、こういう風に掃除して。」などと言われたこともあったが、後で「言ってくれば何でもしますよ。」というように話しており、全く問題がないように思えた。

そして9月1日、コンビニに行くと言い、外出をした。主はそのまま帰院しなかった。連絡も全くなかったので、3日に無断外泊を東区保護課へ連絡し、保護課で協議していただき再度連絡をもらう。

9月2日付けで保護廃止となった。

退所後

無断外泊の後は全く連絡がなかったが、1ヶ月ほど経って主から電話が来た。友人宅に居候し、コンビニでアルバイトをしているとのことだった。それで、明啓院を出たときに置いて行った、主の私物を取りに来たいとのことだったので、了承する。

しかし、それから2ヶ月経っても荷物を取りに来ていない。

主にとっては明啓院での生活が息苦しかったのではないか。主は姉や友人との交友関係が良好だったこともあり、明啓院に入所せず、他の方法で求職活動を行うことができたということである。しかし、主も一度入所しなければ、ホームレス状態が続いていたかもしれないので、就労までのひとつの段階と考えれば今回の入所も多少の意義はあったのではないか。

入所している間に主から不満などを聞くことはできなかった。もし、事前に不満などを把握し、なんらかの対応をしていれば、無断で出て行くということにはならなかったのかもしれない。施設入所をしての生活は、自活しての生活や、路上での生活と全く違うもので、今回は、その悪い面が出た事例であるといえるかもしれない。

<就労支援相談員 鈴木孝太郎>

事例 H

男性・40歳

昭和39.3.12 長男として出生。

昭和45年 小学校入学

昭和51年 中学校入学

昭和54年 農業高校 入学

昭和57年 ボーリング場フロントとし

て勤務するも年内に辞める。

昭和59年 結婚

同年 販売会社に入社(約4年)

昭和61年 離婚 子はなし

昭和62年 退社 土木作業 トラック

運転 倉庫番など

～平成11年 10年ほど職を転々とする。

平成12年頃 土木会社の寮に入り稼働する

平成15年 会社倒産

平成16年 来札し当所 サウナ・ホテルに寝泊りするが所持金が底をつき6月より札幌駅、大通りにてホームレス状態となる。

16・9・7 東区役所にて主と面談、その後東区保護課ケースワーカーとともに来所、そして入所となる。

16・9・9 ハローワークへ行き、と面談、登録を行う。以前、中央区ハローワークを多少利用したことがあり、パソコンでの検索の仕方はわかるとのこと。希望職種は土工である。帰りに東区役所付近に駐輪しておいた自転車を引き取る。新聞の求人欄にて、希望の職を見つけ、電話した結果、翌10日に面接となる。

16・9・10 午後1時より面接を行い、その場で内定をもらう。明日、説明会があるので、そこに参加して採用となるようだ。

16・9・13 先週の土曜日、説明会に参加したところ、家族の保証人が必要という話になり、主は頼める人がいないということで断ろうと思っているようだ。また、説明会の段階で、保証人になれる人がいないことを会社側に言えなく、後になって言うことに後ろめたさを感じている。

16・9・14 先方に連絡を取り、今回はあき

らめる事となった。また、気を取り直して職安に通う。

16・9・15 アルバイト情報誌より、倉庫内作業の求人を見つける。翌16日午後3時より面接となる。面接時に銀行の口座が必要といわれた。

16・9・16 午前、銀行に口座を開設。午後から面接を受け、そのまま採用、翌17日24:00から稼働開始となる。

16・9・17 午前、就職支度費の申請をする。食事はとりあえずということで時間通りにする予定。

16・9・18 昨日は急遽仕事がなくなったようだ。そして、本日より仕事となる。主は歯が3本ないということで本日、歯科を受診する。

16・9・21 東区保護課にて就職支度費を受給、すぐ使う金額以外は施設で預かるようにする。

16・9・22 主と、施設長、相談員、担当で面談する。仕事が大変で、体力面で自分と合わないということで、仕事を辞めたいとのこと。そして、早く辞めて次の仕事を探すことにする。

16・9・24 また、求職活動を再開し、自活を目指す。

16・9・25 コンビニに行くとお出し、そのまま帰院せず。

16・9・27 午後0時30分頃帰院する。温泉に入ったところ、お金を紛失して、料金が払えなくなったので警察に捕まったとのこと。その後、姉から現金5万円を送ってもらい、料金を払って釈放されたと言っている。

16・9・28 アルバイト情報誌より、求人を見つけ(クリンネスジャパン(株)キャリアフィット)、電話連絡する。10月1日13:30より面接となる。

16・10・1 13:30より面接を受ける。今回の仕事は月に合わせても1週間くらいしか仕事がなく、給与が一人で生活できる額にならないと、面接時、先方に言われ、今回はあきらめることにした。夕方、姉の夫に呼ばれ、外出し、午後10時15分ごろ帰院。今、この明啓院にいて、連絡先がはっきりしている間に、釧

路にいる母親に会っておくようにとのことらしい。

16・10・3 午前8時50分ごろ、釧路へ出発する。

16・10・12 アルバイト情報誌から希望の求人を見つけ、電話連絡をし、面接となる。翌13日に職場見学をし、自分で働けると判断したら、稼働開始となる。

16・10・13 職場を見学し、問題なしということで翌14日から稼働開始となる。

16・10・14 本日より稼働開始となる。朝は7時20分頃出発、帰院は残業次第でわからないとのこと。

16・10・24 今回の仕事を続けていくのに不安はないとのことで、前もって不動産会社に連絡、本日アパートの下見をする。その結果、気に入った物件が見つかり、11月7日の退所を目指し、準備を進める。

16.11.4 仕事で腰を痛めたため、通院する。ヘルニアの一步手前の状態。大事をとって今週は仕事を休むこととする。

16.11.7 14時50分 就労のため退所となる。

本人は入所直後より就職活動に大変積極的であり、職安での求職活動以外に新聞や求人誌で求人情報をみつけ、自ら面接に行き内定をもらっていた。日ごろから言葉遣いが丁寧かつ礼儀正しく、終始笑顔もよく見られた。主の話によると入所直前は大通り近辺で所持金がなくなった時点で福祉事務所に相談にいており、いわゆるホームレス状態には陥ってなかったようである。早期に福祉事務所に相談したことが、就労意欲を失わなかった一つの要因かもしれない。

<生活相談員 竹内大司>

事例Ⅰ

男性 43歳

入所前

高校入学の年に父が死去する。そして、高校卒業の年に母が死去。主は二人兄弟の次男で、今は兄とは全く連絡が取れない状態である。高校卒業と同時に製版会社に就職。約10年間勤める。製版会社の後、自動車工場に10年間程勤務するが、病気で辞める。1年休養した後、建築関係の仕事を転々とする。この頃、窃盗で逮捕され執行猶予で保釈される。大谷染香園を経て、建築会社で働く。そこでH16.3まで勤めたが倒産し野宿生活となる。札幌駅周辺で、約6ヶ月間続いた。

S63に結婚し、長男・長女をもうけるが、H3に離婚し、子は妻が引き取る。

10月5日に入所となる。

入所後

10月5日入所。主は路上生活や、厚生施設の生活を経験して、もうそういう生活には戻りたくないということで、経験のある建築関係を希望するも、仕事ができるのであれば職種にはこだわらない様子だった。

生活状況はとても真面目で、無断外出・外泊はもちろん、明啓院のルールを守って生活していた。

13日に、ハローワークの紹介で、建築会社の面接を受けた。その日の午後に先方から電話が来る予定になっていたが、主は待ちきれずに自分から電話をした。その結果、採用だった。その後も、16日の午後に会社まで仕事の説明を聞きに行くという話になっていた。しかし、そうすると主が帰院した後に明啓院の職員が話を聞くことができなく準備が間に合わないかもしれないと伝えた。すると、午前中に会社に電話をし、必要な情報を聞いてくれたため、午後は会社に行かずに済み、明啓院側の準備もすることができた。主も作業服など必要なものを準備し、週が明けた18日から稼働開始となる。朝は6時20分頃に出勤するというので、朝と昼の給食を出すことができなく、朝300円、昼500円を外食代として支給する事とする。

18日から稼働を開始した。主から少しの期間、明啓院から通勤し、仕事に慣れたらアパートに転居したいという申し出があった。2週間ほど明啓院から通勤した頃に、仕事を続けることに問題はないということで、11月からアパートに転居する準備を始める。今回は契約の過程で携帯電話が必要となり、身分証明として住民基本台帳カードの交付を受けることにした。主が稼働中ということで、アパート契約の準備は相談員が代理で行い、宿直職員に主が帰院してから、伝達事項を伝えてもらうようにした。準備は順調に進み、11月14日アパートに転居し、退所となる。退所の準備の途中、住民基本台帳カードの交付に若干の不備があり、携帯電話を取得するため数回、店に行かなければならなくなったとき、同じ店に何回も行きたくないと言い、違う店に行くという、今までに見せたことのなかった頑固な一面を垣間見せることがあった。

退所する直前は仕事が大変な為か、少し輪郭が引き締まり、精悍な顔つきになっていた。仕事で疲れて食事が足りないのであれば、言ってほしいと話したが、主は、退所まであと少しなので我慢するという事だった。

退所後

主に渡す書類などがあったため、11月28日に来院してもらった。入所していた時期より輪郭は丸みを帯び、仕事も順調と言っており、生活が充実していることが窺えた。このときも、また前のような生活には戻りたくないで、ちゃんと仕事をしますと言っていた。

今回は多少、住民基本台帳カードの交付などに、若干の不備があったが、概ね、順調に進んだ事例である。生活保護受給者の身分証明として、住民基本台帳カードが有効であることがわかった。住民基本台帳カードを身分証明として、携帯電話を持つことができたので、今後は他の事例にも積極的にこれを活用していくことになる。

<就労支援相談員 鈴木孝太郎>

關係職員報告

《宿直担当の立場から》

事例Aは、面接の結果連絡が来るが本人は補聴器を着けている為に何回も聴き直しをする事で、本人から代理で聞いて欲しいと2,3回代わるが、面接結果は、不採用だった。本人に結果報告を告げた後はがっかりしていた。

事例Bは、窓から出ようとした所、厨房の栄養士を見つけ報告を受けた。

その後、本人には注意を促がした。

彼は、外出、外泊した時も帰院時間を守らなかった事が多かった。

外出して帰院するとゲームをよく買ってきていた、これでは就職が決まっても長続きしないのではと心配する程であった。

事例Cは、朝の出勤（6:15～6:20）が早い為、朝食が遅れると食わずに出勤する事もあった、その時は少し不機嫌気味だと感じた。

早朝の朝食は厨房も時間外なので厳しいものがあったと思う。

主は、一般入所者のK氏とよく喫煙室で話をしていた。

事例Dは仕事に行き、数日後には不満を漏らしていた。不満の内容は、まだ数日しか経っていないのに、まだ、覚えていないのかといわれた事に対しての不満だったようだ。

退所直前に無断外泊してしまいその夜も、正面玄関に張り紙をしましたが、連絡が来ず、数日後には、本人の自転車までがなく、夜に自転車を取りに来たみたいです。自転車にも張り紙をしとけばよかったですと思いました。張り紙を見ていれば、連絡の期待もあったかたと思います。（言い訳）

事例Eの場合は通勤の交通機関（地理的）での乗り過ぎをした事もあった。

仕事が終わり帰って来る、予定時間を過ぎても帰院せず、そのまま、大通りに行ってしまった。

待機者が捜索に行く事もあった。

主は直ぐに、会社を辞めてしまい、もう少し我慢をして自分自身の為にも頑張っ欲しいところだと思った。

事例Hは、外出から帰院せず、携帯電話を持っていたので、電話を掛けるが連絡が取れなかった。数日後に帰院する。

仕事が決まり、帰院時間がバラバラであった。

明啓院から会社までの通勤が、仕事より疲れると本人は漏らす。早い退所を希望していた。

事例Iは、住民基本台帳カードを貰い携帯電話を購入しに行くが、住民基本台帳カードの生年月日が間違っていた為購入出来なかった。その事で、少し不機嫌だった。翌日には住民基本台帳カードは、訂正されたが、本人は同じ店に行くのを拒否した。それは、本人のささやかな反抗だと思います。その翌日に携帯電話を購入した。色々と退所前で、時間も無く慌てていた為、本人も気持ち的に余裕もなかったと思う。

<管理宿直 山口秀晃>

《就労支援入所者の現金管理について》

就労支援入所者に対し入所時、者に対しては援護金を支給しています。求職活動を支援し自立を目的に支給するお金であります。

2級加算（14,890円）を日割り計算で行い1週間分（3,474円）を支給しています。また、就労支援者には一定期間、入所のまま就労先へ通うことがあります。昼食については、お弁当を持参させることが時間的に困難な場合は、一食あたり500円を6日分前渡して支給しています。

生活に必要な日用品は施設から支給されますが、援護金については支給以外で就労に必要な物品等、退所時には色々とお金が掛かるので大切に使うよう説明をして支給しています。就労支援者の多くは入所時、所持金を持ち合わせていません。支給されたお金は、タバコ、お菓子、嗜好品に多く使われているように思われます。

支給されたお金を映画鑑賞、昔の仲間と飲酒に使用する人、就職も決り支給された生活費を受取そのまま行方不明になる事例等が過去にはありました。

このような要支援者には、注意深く見守り場合によっては金銭の支給方法について、変更・改善して行く必要があると思います。

少ない援護金ではありますが、自立に向かってハローワークに通い就労情報の収集、専門求人誌を購入して1日でも早く就労先を探す要支援者も入所されています。このような意欲のある方が居る限り支援して行きたいと考えます。

<次長 山田智己>

《就労支援入所者の健康について》

事例A（48歳）

入所時検診では聴力に異状を認められるが、そのほかは体調に変調はない。
入所後補聴器の調整をするが、片側のみのためか思うようにコミュニケーションが取れない。
腰痛が強く、整形外科を受診する。

事例B（22歳）

入所時健診では、問題はない。
両手にまめを作っており、処置をする。原因は自転車と本人は言うが、ゲームセンターでゲームをしていたことがあとで、判明する。
医務室に話し相手がほしそうに何度か来、情緒があまり育っていない印象を受ける。

事例C（35歳）

入所時健診では問題はない。
腰痛が有り整形外科を受診する。内服と湿布が処方となる。
稼働開始後も腰痛を訴えるが、内服と湿布で抑えながら出勤する。
外での仕事のためか風邪症状を訴え、総合感冒薬を何度か内服する。

事例D（36歳）

入所時健診では洞性徐脈、高尿酸血症を指摘される。
就職活動の最中に自転車で転倒、顔面を2針縫合し入所中に治癒する。
痛風にて内服を開始する。その後痛みは消失する。
稼働開始後は訴えはない。

事例E（47歳）

入所時健診では問題はない。
軽い精神的ストレスがかかると血圧が180くらいまで上昇し、安静にするとすぐに下がる。低いときは110くらいなので変動幅が広く、高いときは頭痛を訴えていた。
面接に出かけた際も緊張からか路上でめまいにて転倒し、脳外科を受診するが問題ないといわれる。

事例F（45歳）

入所時健診では、アミラーゼの高値を指摘されるが、再検では問題ないといわれる。
その後何の訴えもない。

事例G（33歳）

入所時健診ではASO値が高いが、再検前に自己退所する。

事例H（40歳）

入所時健診では問題はない。

下の歯が3本欠如しており歯科を通院する。（義歯作成する）

自転車で交通事故に遭うが軽傷ですみ、入所中に全快する。

稼働開始後に強い腰痛を訴え整形外科を受診する。骨には異常はないといわれ、痛み止めを処方される。

事例I（44歳）

入所時健診では高脂血症があり、ASOが高値といわれる。内服はしないで経過を見るといわれる。

稼働開始後は健康上の訴えはない。

《まとめ》

路上で生活していたためか、腰痛を訴え、稼働開始後は悪化する人が多い。

栄養バランスが崩れていたためか、痛風、高脂血症、高血圧などが見られ、稼働開始後も通院が必要となるケースが見られ、特に40代以降に生活習慣病が出始める傾向がみられる。

<看護師 熊谷昌江>

《給食に関して》

平成16年4月から札幌市、ハローワーク、救護施設の三者が共通の意図で就労支援を行い、個々のホームレスを援助する目的で立ち上がった。

実際に施設入所（原則3ヶ月）の間、本当に就労を希望し、本人が積極的に就労先を探す人、就労先を探したいが、自分に見合った就労先がない、実際にハローワークの斡旋で稼働したが長続きしない人、就労先が見つからず期限切れで居宅保護になる人等々がいた。

1、給食の立場から施設から稼働に至った人に関しては、朝が早く施設の朝食時間とかなりかけ離れている。委託業者の協力で米飯を1人分だけ炊く訳にはいかず、パンで対応してもらう方法。

- ① パンでは腹持ちが悪く、おにぎりを自己購入して対応する人等が出てきた。
- ② 稼働している人に対して昼食弁当は食中毒の関係で持参させない
- ③ その結果、施設で給食をしないのだから相当額を本人に支給する方法等が施設で考慮された。
- ④ 夕食に関しては帰院する迄ストックしておき（寮母室冷蔵庫）帰院後電子レンジで温め、食堂で食事を摂る。

上記のように施設から稼働先へ自分の仕事として自立出来る人は居住地を定め転居させ就労を続け自立させる方法をとってきた。

2、就労も定まらず外出・外泊・コンビニ迄と外出簿に記入し、そのまま無断外泊となり何日も帰院しない。その都度、

- ① その日の夕食、翌朝食等の取り扱いをどうするか。
- ② 夜中に帰院した時、何も食べ物がなくては…との職員の気遣いもむなしく食事を用意しても帰院せず、結局無駄になるの繰り返し。11～12名の取扱人数の中7～8名はこのパターンで何日も続く。
- ③ 結局3日後位迄の何の連絡もない人は夕食だけ用意しておく。
- ④ 朝は夜中に帰院した場合、宿直者から厨房の入り口ドアにメモ書きをし、連絡をとりあう方法。
- ⑤ その後、施設側も食事は毎食時用意しない方法等と、その都度各担当者間で検討し決定してきた。

3、結論として結局、帰院し施設での生活に戻る人、そのまま帰院しない人等、様々である。何ヶ月間（施設入所迄の）ホームレス生活を経験し、周りの人と人のつながりが出来なくなった人、マイペースを崩さない人、周りの空気を読めない人、1食2食は食べなくても平気な生活をしてきた人、その陰で1食といえそれなりの労をしていることを考えない人等がいるなど思われます。また、年齢が非常に若く20代前半の人にはなぜ？と思うことがたくさんあった。皆、生活能力のある人たちなので生き抜いてほしい。

<栄養士 新明米子>

《ハローワーク札幌北公共職業安定所の就労支援について》

Kさん男性48才との出会い

平成16年4月上旬の頃、ハローワーク札幌北公共職業安定所に救護施設の社会福祉法人札幌明啓院の生活指導員と同伴来所したkさん。この時がkさんと私の出会いの始まりでした。

小柄の体格で少々緊張している様子が今でも鮮明に記憶に残っております。

kさんをはじめ、これから就労支援を必要とする方々に対する職業相談については事前に札幌市の関係者から説明があり、ハローワークそして上部機関の北海道労働局との間で支援に協力することは決定していました。

今になって、お話しできることですが、私はkさんのように就職支援を必要とするケースの方の職業相談経験がなかったことから非常に緊張しており、また戸惑いもありました。

心の中で「日常行っている職業相談を相手の気持ちになり実施する事が一番大切なのだ、そして普段通り職業相談をすればいいのだ」と自分自身に言い聞かせ、開始することにしました。

まず最初に、当然皆様方はご承知のことと思いますが、職業相談は1対1が基本です。

求職者から知り得た情報については、第三者にお話しする事が出来ないという守秘義務が私たちの仕事上で一番大切なことです。

そこで、早速kさんに、プライバシー保護のことについて説明し、同伴した生活指導員の同席について尋ねたところ特に疑問もなく同席の了解がありました。

kさんにとって今までいろんな事があり、今日に至ったことと思いますが、過去のことよりも今後の自立について大切な事を確認したところ、非常に真面目で前向きな姿勢での自立していくという強い意志を十分に感じとれました。

また、さらに体力的なこと、経験していた仕事、希望する仕事、健康状態等のことを簡単に聞き取った際、聴覚障害6級で身体障害者手帳を所持していることを確認しました。

聴覚障害の程度は、日常の会話には全くといっていいくらい支障がなく、本人から申し出がない限り分からない程度です。

一般的に障害者の求職活動については、事業所の方々からなかなか雇用に対する理解が得られにくく、非常に厳しい状況であるが障害者であることを理解する事業所の方々に理解してもらっての職業紹介でよいことを事前に本人確認し、了解のもとで求職票の記載を開始しました。

その後、約15分程度でしょうか、もくもくと過去のことを思い出しながらkさんは求職票を一生懸命記載いたしました。

しっかりした元気のある字体でした。

一通り、記載した内容を確認・補足後、ハローワークの利用方法を説明し、再来所の約束をして、本日の初回職業相談を終了することとなりました。

それから一週間後、再来所、救護施設での生活は7月上旬まででその後、施設を出なければいけないこと、また、生活保護費の支給についても期限があるとの相談で、少々焦りの気持ちが感じられました。

前向きな気持ちは十分感じられるが、焦ることなく一つ一つ困難なことを解決していくことが大切であることを説明した後、ハローワークの求人の中から紹介していくことといたしました。

kさんの希望職種は、過去約13年間の経験した職種から「建設・土木作業員」です。

体力・年齢からして少々厳しいところを感じた私は、その他の軽作業あるいは警備員のような職

種についても検討してみてもどうか助言しました。

このような職業相談をした以後、ハローワークでの紹介で面接した件数延べ15件、情報誌等による自己開拓の面接事業所数十件、なかなか就職に至らない日々が続きました。

面接に出向いた事業所では、履歴書に記載されている住所をみて質問されることは、「明啓院でどなたのところ」とのこと、返事に困りながらkさんは一生懸命説明していた様でした。

原因は、「過去の履歴」か「住居」かあるいは「身元保証人」か、採用されない原因は何か、「聴覚障害が就職を妨げている」のか、いろいろと原因がわからないまま職業相談そして紹介・面接が続いていきました。

このような状況が続いた7月下旬の頃、kさんは明啓院の関係者と相談をし、市内で転居し1人生活をはじめることとなりました。

このあとも引き続き求職活動は続き9月下旬、ハローワーク主催の障害者を対象とする就職面接会に参加しました。

駐車場整理員の求人に応募、一次面接通過、今度こそはと期待していましたが結果、不調に終わりました。

その後、約1月間kさんはハローワークに顔を出さなくなりました。

「今、kさんはどうしているのだろうか」「元気でいるのだろうか」「どこか就職が決まったのだろうか」そんなことを、ハローワークのスタッフで話していた11月上旬、元気そうな顔で窓口に現れました。

kさんからの話では、たまたま用事があり東区役所へ出かけた時に、見知らぬ男性から声をかけられ話をしたところ、市内で建設業を営んでいる事業主さんでした。

偶然の出来事ですが、その事業所へ土木作業員として就職することが決まったため報告に来たとのことでした。

最初の出会ってから約7か月、面接を繰り返してきたkさんが就職できました。

これまでのkさんの前向きな姿勢での努力が実りました。

ハローワークでの紹介による就職ではありませんが、就職による自立のスタートに心より喜びを感じました。

今はおそらく元気で仕事をしていることでしょう。

最後になりますが、kさんは多少時間はかかりましたが結果就職できました。

しかし今後「生活・就職等の支援を必要とする」方々が自立するためには、「本人の強い自立の気持ち」はもちろんのこと「住居」「身元保証人」の確保等まだまだ工夫をしなければいけない事たくさんがあるような気がします。

＜札幌北公共職業安定所 統括職業指導官 寒川紀行＞

《半年間を振り返って》

H16年の4月から始まりましたホームレス就労支援入所事業も10月で半年を迎えました。その半年間で9名の方が入所し、退所しました。就労を果たし退所された方、就労が決まらないうちに退所された方、未だ、明啓院に残っている方など、様々な方がいます。入所までの経緯も一人一人が違う環境から、札幌で路上生活を余儀なくされることとなり、明啓院に入所されました。率直な感想として、自分の力ではどうしようもない状況下で、ホームレス状態になったことも仕方ないのでは、と思える方や、もう少し自分で頑張ることができたのではないかという方もいます。もちろん、その方の人となりを知るために過去を知ることは必要ですし、実際に求職活動を支援していく上でも必要なことなので、過去を知るための面談などもします。しかし、その方の過去によって支援の仕方を変えるのではなく、本人の今の気持ちと、やる気を尊重し、将来を見据えて支援していきたいと考えています。

ホームレス状態を経験してきている方は、それが短い期間であったとしても、仕事も住む家がなくても生活できていたという事実があります。自分の意思で保護課に就労したいと相談して、明啓院に入所されたといっても、そういう方に仕事の意義を問うのはとても難しいことだと思います。中には、仕事をしている時期に貯めたお金を少しずつ切り崩して生活していた方もいます。そういう方の中には、何とかして早く就労したいと思っている方もいて、実際に早期の就労を果たし、退所された方もいます。しかし、一度でも、全くお金がない状態での生活を経験している方にとっては、あくまで憶測ですが、働かなくても生活することができたという事実と、それによって今後も最悪の場合、仕事が見つからなくてもなんとかできるのではという漠然とした考えがあるように思え、それが早期の就労を妨げる要因になっているのかもしれない。また、入所の期間が長引くと、悪い意味で施設の生活に適応してしまうということも少なからずあります。明啓院のスタンスとしてある程度は本人のやる気に任せて支援をしていますが、状況に応じて生活習慣を含めたプログラムが必要になるということもあるかもしれません。

求職活動を行うに当たり、重要になるのが住所です。明啓院に入所して活動を行うということは履歴書に書く住所が札幌明啓院になるということです。就職の面接を受ける際、明啓院がどのような所なのか聞かれたことがある方もいたようです。その場合、全員がうまく説明できたわけではありませんでした。そういったことを踏まえ、事前に面接の練習を行うこともしました。時には、面接時に施設長の名前の入った手紙を携えて行ってもらったこともあります(※)。中には一度で採用が決まった方もいますが、大抵の方は何回も面接を受け、何回も不採用となり(※)、十数回でやっと採用となるという状況でした。不採用が続くと、誰でも、求職活動への意欲が一時、停滞することがあります。そうなってしまうと、支援の規定の期間内に一度も採用を受けられないという方にとって3ヶ月間というのはとても長いものとなってしまいます。逆に、就労が決まった方の場合、ある一定の期間は明啓院から通勤させ、その仕事が継続できるものかどうかを本人にも判断させたいことや、もし、どうしても続けられないと判断した場合、一度その仕事を辞めて求職活動を再開させたいなどのことから、3ヶ月という期間でも、とても短いものとなってしまいます。支援の期間については現在も保護課には柔軟に対応していただいています。今後より一層の柔軟な対応をお願いしたいです。

全体を通じていえることは、稼働を開始した後、明啓院から通勤する際の、入所者と相談員の関係が希薄になっているということです。最終的に自立していくということを考えれば、少しず

つ関わりを減らしていかなければならないと思いますが、稼働状況がある程度、安定して本人に不安がなくなるまでは、なんらかの働きかけをしていく必要があるのではないかと考えます。一番避けなければならないことは、稼働を開始し、アパートに出てから仕事が続かなくなり、家賃を払えず、また路上生活に戻るといことです。そうならないためにも稼働を開始してからの働きかけも重要であると考えます。そのために、宿直職員にも協力をいただき、声掛けを意識していきたいです。

就労にあたっての重要な問題として、労働契約や、アパートに転居するときの契約にも保証人が必要なことが多々あります。それで、今まで全く連絡をとっていなかった家族と連絡をとるといこともありました。また、保護課の働きかけなどで、今まで、全く関係の途絶えてしまっていた親・兄弟と連絡がとれたという事例もあります。実際に半分以上の方が何らかの理由で入所前に家族との関係を絶ってきているというのが現状です。就労支援入所事業はもちろん求職活動を行い、就労を目指していくものですが、そういった過程のなかで、家族との途切れていた繋がりがもう一度、回復するということもこの事業のひとつの成果だと思ひます。その結果、もしかしたら、以前以上に家族との関係が険悪になるということもあるかもしれないですが、ホームレス状態からの社会復帰を考える上で、家族との良好な関係というのは、必要な条件の一つではないかと考えます。そういった意味で、結果としてより悪くなってしまったとしても、一度途絶えてしまった家族との関係がこの事業を通じて紡がれるということは、決して悪いことではないと思ひます。

昨年1年間で、札幌市が生活保護を適用した路上生活者は158人に上ります。しかし、この事業で支援することができるのは半年間で10人程度であり、実情を考えると、その数は本当に微々たるものです。しかし、私たちは数字を相手に支援を行うわけではなく、実際にホームレス状態となり、そこから脱却したいと考えている一人一人の人間に対し支援していく者として、その就労を目指す人と向き合い、ともに就労を目指して支援していきたいと思ひます。

<就労支援相談員 鈴木孝太郎>

資料

※資料1

株式会社 □□ 人事担当者様

拝啓

突然のお手紙、失礼お許しください。

△△の候、御社におかれましてはご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度は当施設が札幌市より委託を受け実施している当施設就労支援入所事業の入所中である〇〇氏の採用選考への応募機会をいただきありがとうございます。さしでがましいお願いとは思いつつ、なにとぞ採用選考にご理解、ご支援をいただきたく心よりお願い申し上げます。

この支援事業について説明させていただきます。

当、札幌明啓院は生活保護法にもとづく救護施設として在宅にて生活が困難な生活保護を受給し、心身等に障害をもつ160名の方々が暮らす福祉施設です。この施設の一部（当面の定員は4名）を利用し本年4月より札幌市の委託を受け就労支援入所事業を実施しております。〇〇氏は現在本事業による入所中であります。

この就労支援事業はなんらかの事情により職を失い、暮らしの場と糧を確保できなくなり路上生活（いわゆるホームレス状態）を余儀なくされた方々に対し当面の生活を確保として生活保護を適用し救護施設に一時（3ヶ月が限度）入所し、そこで生活しながら早い機会に経済的自立と路上生活からの脱却を目的に求職活動と就職をめざす人たちを支援するものです。

この事業で入所され就職をめざす方々はいずれも札幌市保健福祉部各区の保護課が本人との面接・相談のなかで就労に強い意欲をもっていると判断された方々です。

〇〇氏も入所以来、連日のようにハローワークへ通い懸命な求職活動に奮闘されておりますが残念ながら就職に至っておりません。

〇〇氏の採用選考にあたり本事業へのご理解、ご支援をいただければと思いお願い申し上げた次第です。

なお、札幌市が定めた本事業実施要綱の抜粋、当札幌明啓院の施設パンフレットを同封させていただきました。ご一読いただければ幸いに存じます。

ご不明な点などございましたらお電話でのご照会、必要があれば私共、直接お伺いしご説明させていただきます。とも思っております。

御社のますますのご発展を願っております。

敬具

平成16年〇月〇日

社会福祉法人 札幌明啓院
救護施設 札幌明啓院
施設長 青山勝義

（問い合わせ先は 781-2545 札幌明啓院 青山）

平成16年7月5日

様

株式会社

選考結果について（不採用通知）

先日は、当社の募集にご応募いただき、大変ありがとうございました。
検討させていただきましたが、今回は貴方様に適すると思われる業務の空きがなく、残念ながら貴方様の採用は、今回見送りとさせていただきます。

今後も業務に応じて随時募集させていただきますので、機会があればご応募いただきますようお願い申し上げます。

また、勝手ながら当方から再度ご連絡を差し上げる場合もあるかと思われま
すので、その際は再度ご検討をお願い申し上げます。

（担当

札幌市ホームレス救護施設就労支援入所実施要綱（抜粋）

1 目的

ホームレス救護施設就労支援入所（以下「就労支援入所」という。）は、就労による社会復帰の意思のあるホームレスに対して、救護施設への入所を行い、求職活動に対する支援等行うことにより、自立を支援することを目的として実施する。

2 ホームレスの定義

この要綱において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

3 入所対象者

就労が可能な健康状態にあるホームレスであって、就労による社会復帰の意思のあるものを対象とする。

4 救護施設

就労支援入所を行う救護施設は、次の施設とする。

名 称

住 所

管理運営法人

札幌明啓院

東区東苗穂1条3丁目2-11

社会福祉法人札幌明啓院明啓院

5 入所定員

就労支援入所の定員は、6名とする。

ただし、当分の間、4名を超える入所については、救護施設の受け入れ体制に応じて行うこととする。

6 生活保護に係る取扱い

救護施設への就労支援入所者（以下「入所者」という。）については、生活保護を適用し、救護施設に対して支弁する保護施設事務費の算定の対象とする。

7 就労支援入所期間

（1）就労支援入所期間は、3ヶ月以内とする。

（2）実施機関は、次のとおり就労支援入所期間を延長することができる。

ア 3ヶ月を経過した時点で、すでに就労先が決定しており、就労により生活保護の廃止が確実に見込まれる場合

イ 退所後生活保護を継続する場合であって、退所後の居住地が決まっていない場合

居住地が決まるまでの期間

8 入所

(1) 救護施設の住所を管轄する生活保護の実施機関（以下「実施機関」という。）が、就労支援入所の決定を行い、就労支援入所期間中の実施責任を負う。

(2) 実施機関は、就労支援入所の決定をしたときは入所依頼書により救護施設に対して入所を依頼する。

(3) 実施機関は、就労支援入所の決定を行うにあたり、次のことを留意しなければならない。

ア 入所対象者の収入の状況、資産・能力の活用状況、扶養義務者への援助要請等生活保護の要件のほか、就労による社会復帰の意思、年齢、健康状態、ホームレスの期間、職歴、免許・資格の有無等について十分に検討の上、就労支援入所の適否を決定する。

イ 入所対象者に対して救護施設での生活における留意事項について十分に説明し、事前に了承を得る。

ウ 救護施設に対して入所対象者の概要を説明し、事前に意見を聞くこととする。

エ 入所対象者を、救護施設入所前に救護施設の指定する医療機関に受診させた後、救護施設まで移送する。

9 入所者に対する支援

(1) 救護施設は、入所者に対して次のような支援を行う。

ア 求職活動又は就労に関する指導援助

イ 規則正しい生活習慣を身に付けることに関する指導援助

ウ 集団生活を営むことに関する指導援助

エ 退所後の居宅の確保に関する指導援助

オ その他自立のために必要と認められる指導援助

(2) 実施機関は、適宜入所者の状況を把握し、必要に応じて救護施設と連携して必要な指導援助を行うこととする。

(3) 入所期間中の入所者に対する寝具などの貸与、給食、健康管理、日用品の支給等基本的な生活上の処遇及び生活環境の確保については、原則として一般の救護施設入所者と同様とし、救護施設の定めるところによる。

10 退所

(1) 実施機関は入所者が、次のいずれかに該当するときは、退所の決定を行う。

ア 就労などにより経済的に自立が可能となり生活保護を廃止するとき。

イ 就労を開始したとき。

ウ 就労支援入所期間が満了したとき。

エ 医療機関に入院したとき。ただし、入院期間が30日未満のときはこの限りではない。

オ 入所者が退所を希望したとき。

カ その他実施機関が必要と認めたとき。

(2) 実施機関は、退所の決定を行うにあたり、入所者の救護施設での生活状況、求職活動の状況、就労の内容、健康状態などを総合的に検討した結果、退所後の生活保護の必要性を認める場合には、生活保護を継続することができる。

(3) 実施機関は、退所の決定を行うにあたっては、救護施設の意見を聞くこととする。

1 1 専任指導員

入所者に対する支援を行うため、救護施設に専任の指導員 1 名を置く。

1 2 入所者の処遇経過の記録及び報告

- (1) 救護施設は、入所者に関する処遇経過を記録する。
- (2) 救護施設は、実施機関に対して毎月入所者の処遇経過を書面により報告する。

1 3 業務の委託

救護施設が入所者に対して行う指導援助業務については、救護施設を設置運営している社会福祉法人に委託して行う。

業務仕様書

第1 業務名

ホームレス救護施設就労支援入所事業

第2 目的

ホームレス救護施設就労支援入所事業業務（以下「業務」という。）は、ホームレス救護施設就労支援入所実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、就労による社会復帰の意思のあるホームレスに対して、受託者が設置運営する救護施設（以下「救護施設」という。）への入所を行い、求職活動に対する支援等を行うことにより、自立を支援することを目的として実施する。

第3 業務内容

1 入所定員

受託者は、業務を実施するため、救護施設への就労支援入所定員として、6名を確保する。ただし、当分の間、4名を超える入所については、救護施設の受け入れ体制に応じて行うこととする。

2 専任指導員

受託者は、救護施設への就労支援入所者（以下「入所者」という。）に対する支援を行うため、救護施設に専任の指導員1名を置く。

3 入所者の受け入れ及び退所

（1）受託者は、生活保護の実施機関（以下「実施機関」という。）が実施要綱に基づいて行う入所及び退所の決定により、救護施設への入所の受け入れ及び退所を行う。

（2）受託者は、実施機関が行う入所及び退所の決定に際して、実施機関に対して意見を述べることができる。

（3）受託者は、実施機関から入所依頼書により入所依頼を受けた場合は、入所引受書により入所者の受け入れを実施機関に通知する。

4 入所者に対する基本的な処遇等

入所期間中の入所者に対する寝具等の貸与、給食、健康管理、日用品の支給等基本的な生活上の処遇及び生活環境の確保については、原則として一般の救護施設入所者と同様とし、救護施設の定めるところによる。

5 入所者に対する支援等

受託者は、必要に応じて実施機関と連携して、入所者に対して、次の支援等を行うものとする。

（1）処遇方針の決定

ア 受託者は、新規入所時のほか、状況に応じて適宜入所者に対して面接を行い、これまでの生活状況、健康状態、職歴及び今後の自立に向けての本人の意向等を聴取し、処遇方針を定めることとする。

イ 受託者は、決定した処遇方針に基づき、入所者に対する指導援助を行うにあたっては、必要に応じて実施機関と連携して行うものとする。

（2）求職活動又は就労に関する指導援助

ア 受託者は、入所者に対して、求職活動にかかる指導援助、就労意欲の喚起等、就労による自立に向けて必要と認められている支援を行う。

イ 求職活動又は就労を行う入所者は、次の項目について利用をすることができるものとする。

(3) 規則正しい生活習慣を身に付けることに関する指導援助

(4) 集団生活を営むことに関する指導援助

(5) 退所後の居宅の確保に関わる指導援助

(6) その他自立のために必要と認められる指導援助

6 入所者に対する処遇経過の記録及び報告

(1) 受託者は、健康診断書、面接の記録、生活状況の記録等、入所者に係る処遇経過を個別に記録し保管しなければならない。

(2) 受託者は、実施機関に対して毎月入所者の処遇経過を報告するものとする。

7 生活保護に係る取扱い

入所者については、生活保護を適用し、救護施設に対して支弁する保護施設事務費の算定の対象とする。

8 秘密保持等

受託者は、業務に関する毎月状況を翌月10日までに報告するものとする。

第4 業務の委託期間

平成16年4月1日～平成17年3月31日

◆ 4・ホームレス就労自立支援

1・救護施設就労支援入所事業と受託の経過

ホームレスの増加、問題の深刻化が進むなかで厚生労働省が昨年7月「ホームレスの自立の支援などに関する基本方針」を国・自治体・関係団体に明示し、とくに地方自治体での実施計画の策定とその実施について強く求めた。

札幌市においても「基本方針」に基づいて平成16年度に向け「対策（案）」をとりまとめたが、そのひとつの柱として「救護施設就労支援入所事業」を計画したものである。

内容は就労の意志のあるホームレスを救護施設に入所させハローワークなどの関係機関と連携し、就労による自立を支援することが目的となっている。入所期間は概ね3ヶ月以内とし、期間内に就労自立に至らなかった場合には、一般住宅への転居とする。

昨年9月に札幌明啓院と札幌厚生会の各代表と保護指導課との会議がもたれ、保護指導課より上記委任事業の概要が示され、各施設での受託の可否について検討の結果、当施設が本事業を受託することとなった。

2・受託の理由

(1) ホームレス問題は生活保護施設（救護施設）の原点

生活保護施設としての救護施設はほとんどがその前身は最貧困層にあえぐひとたちを対象とした施設であった。札幌明啓院85年の歴史を振り返っても「無料宿泊所」であり「厚生施設」であり「緊急一時保護機能」をもった「救護施設」を経て、現在がある。札幌市内の他3施設を見ても、最貧困層としての「浮浪者」を対象とする「厚生施設」をその出発点としている。

60年代から70年代にかけ高度経済成長の時代のなかで古典的「貧困」はなくなったといわれ「保護」の時代から「福祉」の時代への変遷が叫ばれた。

生活保護施設としての「厚生施設」の多くが障害者福祉の補完的役割として「救護施設」に転化していったのもこの時代である。

(2) 絶対的貧困者の増加

バブル経済の破綻とその深刻化はなくなったはずの古典的「貧困」を生み出している。出口の見えない深刻な経済不況のもとでリストラ・失業・倒産が進行し、家庭崩壊、自殺そしてクラス場所さえ確保できない3万人にも及ぶ路上生活者（ホームレス）をつくりだしている。このなかで自らの意志により社会生活から距離を置き路上生活者を続けているのは全体の1割にも満たないという。その多くは中高年層であり倒産・リストラにより失業し生活の糧を失い生きる手段として路上生活しか選択できなかったひとたちだという。その多くは仕事を見つけノーマルな生活に復帰したいと切望している。

(3) 救護施設の今後の入所動向と役割

救護施設への入所動向には明らかな変化が伺える。障害者福祉施策の進展（多様な施策の整備住宅での生活の継続）によりその入所対象は心身の障害を持つひとびとから生活「障害」問題をかかえるひとびとへの変化の兆しを示している。

時代が保護施設に求めていることは「社会的入院者の受け皿、ホームレス状態のひとびとへの支援」の役割が社会的にも強く求められてきている。

救護施設はその時代、その時代のセーフティーネットとしてたえず最底辺にあえぐひとびとの福祉のニーズに応じてきた社会的役割・使命を果たしてきた。それはこれからも変わることはない。

(4) 社会福祉法人の使命を考える

社会福祉基礎構造改革のなかで社会福祉法人の使命・はたすべき役割が福祉分野への異業種参入の問題などとの関連であらためて問われている。しかし社会福祉法人のもつ先駆性、開拓性、そしてなにより高度な公益性は他の事業体にもって変えられるものではない。勿論すべての福祉分野において異業種の参入を否定するものではない。

高齢者福祉・障害者福祉のある部分において「商業」ベースの福祉参入はとどまらないであろう。しかし、セーフティーネットの役割を社会福祉法人の誰が担おうとするだろうか。

3・実施にあたっての概要

(1) 定員

1Fの2室を専用居室として確保し、当面4名の定員としてスタートする。札幌市からは最終的に6名分の確保が要請されているが利用、就労の実績をつくりながらさらに1室を確保できるようにすすめていく。

(2) 支援の体制

専任相談員（嘱託職員）1名を配置する。本事業の受託により、緊急一時保護は原則としてなくなるため、専任相談員を中軸に相談員ほか関連職員もこの支援にかかわっていく。

保護指導課、各実施機関、札幌市専任相談員、ハローワークの各関係機関との密接な連絡・連携を確保する。

(3) 支援の基本および内容

基本的には「ホームレス救護施設就労支援入所実施要綱」および「業務仕様書」によるが

1. 集団生活を行ううえでの最低限のルールについては周知徹底すると同時に、利用者個々の特性に応じた個別支援に努める。

2. 施設内一般生活と区別することについては見直し、各種当番、施設内諸活動など課題によっては参加できるようにし、一般利用者との接点、交流を通じ、良好な人間関係の発展をはかる。

の2点を基本に据え以下の支援にとりくむ。

- ① 規則ただしい生活習慣を再構築するための支援
- ② 良好な集団生活を営むことのできる支援
- ③ 就労意欲の喚起、求職活動にかかわる支援
- ④ 退所後の居宅の確保に関する支援

*その他詳細は「業務仕様書」による。

路上生活からの脱却と生活の再構築をめざして

*

平成17年2月

*

社会福祉法人 札幌明啓院

救護施設 札幌明啓院

*

〒007-0801 札幌市東区東苗穂1条3丁目2-11

TEL 011-781-2545 FAX 011-781-2052